

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.83

平成 22 年 3 月 10 日

母が使いきれない量の布団類を購入していた。必要ないので解約したい！

## 被害内容

【相談者 40 代男性 契約者 70 代女性】

一人暮らしの母が3ヶ月前に、自宅に訪問した業者から、寝具6点セットを5組、汗取りパッド、シーツ、毛布を各5枚も勧められ、断りきれずに総額約270万円を分割払いで購入していたことが判りました。一人暮らしには必要のない量であり、支払いもできません。解約できないでしょうか……？

## 対処方法

これは、訪問販売で過量の布団類を契約させられた、いわゆる過量販売契約の事例です。他にも健康食品、住宅リフォーム、学習教材などの相談が寄せられています。

このような消費者を保護するため、改正特定商取引法が平成21年12月から施行され、訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後一年間は契約の解除等を行うことができるようになりました。

- ・ 相談者には、「過量販売により契約を解除する」旨を内容証明郵便で業者に送付するよう助言したところ、解約となり、商品を返品し、支払った代金は返金されました。
- ・ また、商品の引取り費用は事業者負担となり、仮に商品を使用していた場合でも、消費者に一切の費用負担はありません。
- ・ トラブルに気が付いたら、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

こんなに必要  
ないのに...



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)